

債権譲渡承諾依頼書（地域建設業経営強化融資制度）

年 月 日

（宛先） 恵庭市長

請負者

（譲渡人） 住所  
氏名

㊟

（譲受人） 住所  
氏名

㊟

譲渡人\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と譲受人\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）

間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が恵庭市に対して有する次の工事請負代金債権を、乙に譲渡することにつき、恵庭市と甲との間で締結した工事請負契約書（以下「本件工事請負契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾をさせていただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償権を担保するものとします。

なお、本件工事請負契約書第43条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は本件工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払を、承諾以後は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円  
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額 及び部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）  
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による

※譲渡人の押印は、本件工事請負契約書に使用した印とすること

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び次の事項について異議を留めて、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって本件工事請負契約書第43条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は本件工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払を、本承諾以降は請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する恵庭市の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の恵庭市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 恵庭市が譲渡人に対して有する相殺権を当該工事請負代金債権の譲渡後も譲受人に対抗できること。
- 3 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて恵庭市に融資実行報告書を提出すること。
- 4 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに恵庭市に提出すること。
- 5 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に關して甲に対して有する金融保証に係る求償権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 6 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 7 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、恵庭市は関与しないこと。

北海道 恵庭市 京町一番地  
恵庭市  
恵庭市長

㊟

債権譲渡承諾書（地域建設業経営強化融資制度）

第 号指令  
年 月 日

（譲渡人） 様  
（譲受人） 様